

平成27年度

羽島郡二町教育委員会 点検評価委員会



飛騨・世界生活文化センター 六角 裕治氏の講義



文部科学省 高山 勇人氏の講義



高山市・白川村の小・中学生との交流



シンポジウム（立志塾のまとめ）

平成28年 2月 1日
岐南町中央公民館

平成 2 7 年度 羽島郡二町教育委員会 点検評価報告書

目 次

羽島郡二町教育振興基本計画（平成 2 6 年度～平成 3 0 年度）の 目標に対する本年度の重点施策	P 1
基本目標 1 グローバル・少子高齢化社会の中で、「自らの意志をもち、 生き抜くことができる力」の育成	P 2
基本目標 2 未来の飛躍を実現するために、変化や新たな価値を創造 することができる力の育成	P 3
基本目標 3 活力ある地域コミュニティを構築するためのスポーツ・ 文化活動の充実	P 4
基本目標 4 学びや育ちを支えるセーフティネットの構築・充実	P 5
目標を実現するための教育委員会機能の充実	P 6
(資料) 点検評価実施要領・実施細則	P 7 ・ P 8
平成 2 7 年度「羽島郡二町教育委員会点検評価委員」	P 9

羽島郡二町 教育振興基本計画(平成26年度～平成30年度)

教育指針 基本指針		基本目標	重点施策	今年度の重点内容	教職員等の資質の向上
様々ななかかわりの中で 夢と希望に挑戦し	地域社会の一員として 貢献できる 社会人の育成	目標1 グローバル・少子高齢化社会の中で、「自らの意志をもち、生き抜くことができる力」の育成	○児童生徒の学びを保障する指導の充実	ア:ねらいや評価基準に基づき、実践・評価・補充のある指導 オ:学力・学習状況調査の分析と活用	・優秀教員の表彰と活用 ・実践記録・自作教具の募集と表彰 ・研究実践グループ助成 ・夏季研修講座の充実 ・各種研修会・初任者研修 ・校内研修・校外研修の充実 ・常勤講師等研修会の充実 ・学校訪問による指導・助言
			○豊かな心の育成	イ:全教育活動を通した道徳的实践力の育成	
			○運動に親しみ、進んで健康安全に取り組む	ア:継続して取り組む運動の機会の充実	
			○国際理解教育の推進	ア:小学校の担任による英語活動の実践(小学校) イ:All Englishによる授業の実践(中学校)	
			○特別支援教育の充実	イ:特別支援コーディネーターの活用と充実	
		目標2 未来の飛躍を実現するために、変化や新たな価値を創造することができる力の育成	○キャリア教育・立志教育の推進	エ:懇談を通して学んだことをキャリアにつなぐ指導の充実	・夏季研修講座 ・岐阜教育事務所指定研修校の公表会(西小学校、笠松小学校) ・キャリア教育研修会 ・生徒指導主事研修会 ・学校訪問による指導・助言
			○リーダーの育成及び児童会・生徒会の充実	ウ:児童会・生徒会役員等、リーダーとの懇談を充実させ、願いを実現につなぐ指導	
			○各学校の特色ある活動の推進	イ:学校の自慢の活動の充実	
			○児童生徒の自己指導能力の育成	イ:仲間と協力し、目標に向けて取り組む活動の推進	
			○いじめ・不登校未然防止や解決のための指導の充実	ウ:いじめの早期発見と組織を生かした対処	
		目標3 活力ある地域コミュニティを構築するためのスポーツ・文化活動の充実	○魅力のある生涯学習の推進と活用機会の充実	イ:クラブ・サークルの育成と地域社会に貢献できる機会の提供	・学校支援ボランティア事業に関わる教育講演会 ・羽島郡の子ども会やPTAの役員会の中での家庭教育及びコミュニティスクールに関する研修 ・社会体育に対する教職員の参加の呼びかけ ・いじめに関する人権教育研修会
			○年齢を縦に繋いだ地域の教育力の向上	イ:健全な青少年を育成するための社会環境づくりの推進 エ:学校支援ボランティア事業と地域が支える開かれた学校の仕組みづくりの推進	
			○家庭の教育力の向上	ア:ボランティア手帳の活用と一家庭一ボランティア実践 ウ:子ども会活動・PTA活動の主体的な活動への支援	
			○生涯スポーツ活動の充実	イ:スポーツ指導者の資質向上を図る研修機会の充実	
			○文化財の保護と活用	イ:文化財探訪の機会の整備	
			○豊かな心を育む教育の推進	イ:今日的な人権課題に基づいた人権□ 教育の推進	
		目標4 学びや育ちを支えるセーフティネットの構築・充実	○健康な体づくりの推進	ウ:食物アレルギーをもつ児童生徒への把握と保護者との連携	・校長会、教頭会、教務主任会等での共通した指導 ・情報主任会 ・夏季研修講座 ・羽島郡学校保健会 ・学校訪問による指導・助言
			○学校防災体制の充実	イ:危険を自ら回避して命を守る力を育てる防災教育の充実	
			○「自分の命は自分で守る」意識の高揚	イ:自転車安全利用の推進等、交通安全指導の実施	
			○学校施設・設備の整備	イ:学校安全点検の実施と確実な修理	
			○情報活用能力の育成	ウ:ICT及びデジタル教材の効果的な活用	

羽島郡二町 教育振興基本計画 （平成２６年度～平成３０年度）

目標１ グローバル・少子高齢化社会の中で、「自分の意志をもち、生き抜くことができる力」の育成

重点施策	重点内容	評価	今年度の成果と次年度の方向	評価委員から
○児童生徒の学びを保障する指導の充実	ア)ねらいや評価規準に基づき、実践・評価・補充のある指導 ※学習状況の把握、見届けの場、指導	B	□各学校において、職員の学習指導委員会や研究推進委員会等の取組により、単元や単位時間の評価規準を意識した授業実践が確実に行われている。 □どの授業においても、「3つの見届け」を意識して授業が行われ、ねらい、課題、まとめが整合した授業実践が行われている。 ■単元を通して付けたい力を明確にし、見届けの後の具体的な手立てや補充の仕方を明らかにする。また、学校の授業と家庭学習とがサイクルとしてつながるように取組を進める必要がある。	※「方針と重点」が具体的になり、学校の取組と羽島郡二町教育委員会の施策の一貫性がでてきた。また、評価もしやすくなった。 ※先生や児童生徒の評価を基にしているという説明であったが、保護者による評価は行われているのか。 → すべての学校で行われているわけではない。 ・1時間の授業の導入がうまくない。授業参観で、保護者が興味・関心がもてるような導入だと、魅力ある授業になる。(導入の工夫) ・2年前に比べて、生徒の学ぶ姿がすごくよくなった。先生の指導のおかげである。 ・学力推進教師は誰か。 → 教務主任が兼ねている。 ・学校では、学力推進教師が、県や羽島郡二町教育委員会が示す「正答率が低い問題」について、状況を共通理解するとともに、補充の時間に再度挑戦したり家庭学習につなげたりしている。 ・道徳について、「9年間を見据えた指導計画」を改善の方向で示しているが、長期的な目標を立てているのか。 → 各学校が道徳教育の目標を立て、目標具現に向けて取り組んでいる。出口の姿を明確にし、小学校の低学年から段階的に指導することが重要になる。
	オ)学力・学習状況調査の分析と活用 ※問題に再挑戦、教え直し（学び直し）	B	□各学校において、学力推進教師だけでなく、全職員で結果分析をし、具体的な指導方法まで学校、学年として共有し取り組んでいる学校が増えている。 ■学力・学習状況調査結果を活用し、該当学年においての確認や、正答率が十分でない内容については、2学期制で生み出した時間を積極的に活用するなど、学び直しの時間を意図的に設定していく必要がある。	
○豊かな心の育成	イ)全教育活動を通した道徳的实践力の育成 ※他の教育活動との関連を図る資料等の活用	A	□道徳の授業を要として、学校行事、各教科との関連を明らかにした、意図的、計画的な実践が行われている。 □地域の関係機関と連携を図りながら、ボランティア活動、あいさつ運動などの行事に児童生徒が参加することで、自らの生き方を考えるなど、地域ぐるみの道徳教育が行われている。 ■道徳の教科化を見据え、「考え、論議する授業」、「豊かな体験活動との関連」等について小中9年間を見通した年間指導計画を修正する必要がある。	
○運動に親しみ、進んで健康安全に取り組む	ア)継続して取り組む運動の機会の充実 ※継続的に運動する機会（朝の活動等）	B	□朝の活動、行間休み等の時間に、体力づくりにつながる活動を位置付け、自分または学級で運動する場を確保している。 □中学校においては、部活動を中心に自分のよさを伸ばす活動に取り組むとともに、体育大会・スポーツステーションの取組として、意図的に学級・学年で推進を図っている。 ■目的や目標をもって、一定期間(前期or後期)継続して運動に親しむ機会を一層充実させていきたい。	
○国際理解教育の推進	ア)小学校:担任による外国語活動の実践	B	□担任が主体となった活動ができるよう、羽島郡二町教育委員会として、外国語活動の具体的な実践方法を学ぶ研修を実施している。 ■副教材「Hi Friends」を活用しながら、ALTと担任、教科担任で、よりよい指導方法について共通理解を図る場を位置付ける。	
	イ)中学校:All EnglishIによる授業の実践	B	□学級の実態に応じて、All Englishによる授業を各校において実践している。 ■校内での教科部会を充実し、どの教師も実態に応じてAll Englishによる英語の授業が実施できるよう、岐阜県ふるさと副教材を活用する等して、授業の充実を図る。	
○特別支援教育の充実	イ)特別支援コーディネーターの活用と充実 ※保護者のニーズに基づいた早期支援	A	□年8回実施している教育支援委員会において、幼稚園、保育園、関係機関と定期的に情報共有をはかることができている。 □年2回の就学に関する相談会では、一人一人にニーズに寄り添った早期の相談だけでなく、支援についても情報共有し対応にあたっている。 ■合理的配慮・合意形成に向けて、保護者や関係諸機関との連携を図るとともに、全校体制で特別支援教育を推進する中核として、各学級担任等への働きかけが必要になる。	

羽島郡二町 教育振興基本計画 （平成２６年度～平成３０年度）

目標２ 未来の飛躍を実現するために、変化や新たな価値を創造することができる力の育成

重点施策	重点内容	評価	今年度の成果と次年度の方向	評価委員から
○キャリア教育・立志教育の推進	エ)懇談を通して学んだことをキャリアにつなぐ指導 ※よさや頑張りが分かる資料 自分の学びや歩みの語り	A	☐ 二学期制も2年目となり、懇談会のあり方が教職員に浸透してきたことにより、2回の三者懇談が実施された。また、児童生徒が自分の言葉で自分の歩みを振り返ることができるようになってきている。 ☐ 学校によって、発達段階に応じた「懇談会に係るワークシート(マニュアル)」を作成したり、ポートフォリオを活用したりして、自分の伝えたいことを話すことができるように工夫している。 ■羽島郡の各学校の取組のよさを交流し、自分の学びや歩みを語るができるための手段をいくつか提示できるようにしたい。(学級の掲示物の有効活用も含む)	・立志塾は、意欲を持って活動している児童生徒が、さらに自分の活動に自信がもてるようになる取組である。羽島郡二町教育委員会を中心に、良い事業を展開している。 ・中学生とのランチミーティングを実施する中で、生徒から、「町づくり」「生徒会の活動」等についての思いや願いが多く出てきた。各種団体もこのような機会を設定できると、中学校(生徒会)とつながりを深くすることができるようになると思う。 ・児童生徒の悩みや困り感を相談する受け皿に教師がなれるようにしてほしい。その姿を示してほしい。
○リーダーの育成及び児童会・生徒会の充実	ウ)児童会・生徒会役員等、リーダーとの懇談を充実させ、願いを実現につなぐ指導 ※願いの把握、アドバイス、価値付け	A	☐ 立志塾に参加した児童生徒が、自らの思いを教職員と共有し、自ら動きだすことができるようになってきている。 ☐ 挨拶運動、情報モラルに関する活動を通して、願いの実現に向けて、児童会・生徒会と職員、PTA、地域と連携を図りながら取り組むことができてきた。 ■小学校においては、願いをもとに活動を行っているためには難しい部分があるため、今後は、小中の連携をはかり、中学校区内で願いを共有し活動していく必要がある。	
○各学校の特色ある活動の推進	イ)学校の自慢の活動の充実 ※願いと活動（宝物）との関連	B	☐ 学校ごとに『かかわりあって、共にやりぬく活動』を設定し、学校や学年の行事、「挨拶・掃除・合唱・ボランティア・生き物の世話・一輪車」等を通して具体的に取り組んでいる。 ☐ 学級では、それぞれの活動の成果から、個々の児童生徒の願いの達成感や集団としての充実感が確認されたり、話し合われたりして、教室の個人コーナーや「学級の歩み」の掲示にも位置付けられるようになってきている。 ■行事や活動の結果だけではなく、願いと活動をつなげることで、児童生徒が充実感を味わうことができるようにする教師の営みが必要がある。	
○児童生徒の自己指導能力の育成	イ)仲間と協力し、目標に向けて取り組む活動の充実 ※仲間との関わり、目標に向けての取組	B	☐ 教育課程において中核となる各学校の行事と、話し合い活動とを意図的・計画的に関連させながら自己指導能力の育成を図ろうとする取組が進められている。 ☐ 特に、各学校における中心行事、地域における挨拶運動、ボランティア活動等の中で、「自分から相手や仲間働きかけたことが、自分自身の充実感として宝物となる」事実を個々の児童生徒の歩み(よさ)として積み上げている学校が増えてきている。 ■各活動や取組において、一人一人の児童生徒が仲間とのかかわりを高め、かかわるよさを実感できるように指導することが求められる。	
○いじめ・不登校未然防止や解決のための指導の充実	ウ)いじめの早期発見と組織を生かした対処 ※児童生徒の状況把握、教育相談の機会	B	☐ 機会をとらえ、学校の「いじめ防止基本計画」を新たにし、校長のリーダーシップをもとに、全職員が共通行動できる体制づくりに努めている。 ☐ hyper-QUや「心のアンケート」等をから学級における個の状況、児童生徒の思いを把握し、学級集団の凝集度を高めたり、教育相談を実施したりしている。 ■いじめの解決の過程を通して、作成した「いじめ防止基本計画」が機能しているかを検証・改善するとともに、職員が協働できるまで、意識を高めることが必要である。	

羽島郡二町 教育振興基本計画 （平成26年度～平成30年度）

目標3 活力ある地域コミュニティを構築するためのスポーツ・文化活動の充実

基本目標	重点施策	評価	今年度の振り返りと次年度への方向	評価者の意見
○魅力のある生涯学習の推進と活用機会の充実	ア) 町民のニーズにあった多様な講座の充実 * 町民の声を拾い上げ、受講後の意識変容と事後へつなげる工夫	A	□講座開設に関わるアンケートや受講者の事後評価を活かして、個人の趣味や特技を活かす講座ばかりでなく、地域への貢献・子供たちへの学習支援等ボランティアに関わる講座や幅広い年齢・性別に参加を促す講座を加え、より多くの人に受講されるよう工夫した。 ■企画側の立案や取組の評価と共に、より主体的で、地域人材の育成に貢献していくと共に、積極的なクラブ・サークルへの移行を目指したい。	・青少年のボランティアについては、「何をやってほしいか」を伝え、任せるといきいきと取り組む。ぜひ、企画から入ってもらえるようにしていきたい。
○年齢を縦に繋いだ地域の教育力の向上	イ) 健全な青少年を育成するための社会環境づくりの推進 * 地域で青少年を育てる場や育成者としての人材開発	B	□地域の各種団体や公民館関係者・町などが、児童生徒のボランティアを積極的に受け入れ、活かしていく体制作りが進み、企画から関わるができるような機会ができてきた。 □町民運動会・町や校区の行事・ラジオ体操や郡駅伝大会など、地域の活動に小中学生が進んで参加し、地域のために働く意義を学んだ。 ■児童生徒自らが考えて動くことができるような場や活動の設定をより多く考えていくことで、願いをもった主体的な参画を考えていきたい。	・中学生のボランティアが積極的でよい。全町的なイベントは、学校に対して募集をかけるが、地域でのイベントは、どのようにしたらよいのか。ボランティアの窓口を考えてほしい。(中学校のコミュニティ・スクールに地域ボランティア委員会を作るなど。)
	エ) 学校支援ボランティア事業と地域が支える開かれた学校の仕組みづくりの推進 * 学校・地域が一体となった児童生徒の育成	B	□地域のボランティアが、各小中学校に多く入り、行事や各種の活動・授業などに積極的に参加してもらえるようになってきている。中には願いをもって、主体的に取り組む方も増えてきた。 ■各校で目指す子どもの姿を熟議して地域と学校が丸丸となって進めていけるように、コミュニティ・スクールについての意識改革と、地域のかかわり方を、各種団体やそれぞれの立場で考えていきたい。	・子ども会のインリーダー研修では、ジュニアリーダーの姿を見据えて、主体的に学ぶ姿が見られた。KYT(危険予知トレーニング)についても、保護者が主体となって取り組んでいる姿がよかった。
○家庭の教育力の向上	ア) ボランティア手帳の活用と一家庭一ボランティア実践 * 積極的にボランティア活動に参加できる体制づくり	B	□ボランティア活動の様子を地域でも取り上げ、広報誌等で広めたり、啓発活動を行ったりしているが、積極的な取組が増えてきた。ボランティアに対する意識も、より高まってきている。 ■手帳への記録がなされていない、各地域でのボランティア活動が、なかなか拾い上げられない。具体的な事例を示しながら、地域での活動に、自ら進んで取り組んでいけるよう学校からも声かけをしてもらう。また、一家庭一ボランティアについては、地域の各種団体からの啓発・発信も促していきたい。	・文化財の活用において、町外の文化財であるが、近いので児童を連れて利用している。今後も積極的な活用を進めたい。
	ウ) 子ども会活動・PTA活動の主体的な活動への支援 * 家庭・地域・学校が一体となり、リーダーを中心とした主体的な活動支援	A	□PTA活動は、食育(お弁当の日)を中心に、保護者の動きが活発になってきた。子ども会においても、地域の子供たちのために主体的に活動に取り組む姿が広まりつつある。子供たちのために、指導者が積極的に活動する気運が高まりつつある。 ■地域により活動には温度差が見られるため、より活動が充実するよう、そのよさを郡PTA運営委員会や郡子ども会育成協議会の中で価値付けたり方向付けたりしていく。	
○生涯スポーツ活動の充実	ア) 町民の健康づくりを推進する様々な生涯スポーツ機会の充実 * 満足感の持てる生涯スポーツの展開	A	□スポーツに関するイベントに積極的に参加してもらえるよう、内容を工夫して参加を促す工夫を行ってきた。各種大会や研修等に積極的な参加がみられ、「参加してよかった」「健康づくりのよい機会となった」との声が増えてきた。 ■郡内の参加をさらに増やしていけるような、周知・徹底の方法を考えていくことが大切である。そのためには、各町の連携をとりながら、あらゆる機会をとらえて地域に広めていきたい。	
○文化財の保護と活用	イ) 文化財探訪の機会の整備 * 文化財を知る機会を多く持つための工夫	B	□町の文化財を中心に探訪の機会を作ったり、公民館が主体の講座で、歴史探訪ができる講座を作ったり文化財に触れる機会を作ったりしてきた。 ■歴史民俗資料館・歴史未来館と公民館が連携を図った文化財に関する講座を公民館講座の中で開設していく。大人だけでなく、子どもが気軽に参加できるような講座、親子で参加できる講座を設定することで、少しでも地域について学ぶ機会を増やしていく。	
○豊かな心を育む教育の推進	イ) 今日的な人権課題に基づいた、人権教育の推進 * 人権感覚を磨く場づくりと研修による意識の高揚	A	□郡の人権研修会を学校の夏季休業中に位置付け、地域の人ばかりでなく学校の教職員研修の場として教職員が多く参加した。人権について考えるよい機会となった。 ■地域の方々や教職員の生き方を学ぶ一つの場として内容を吟味して提供していきたい。また、各町の道徳教育推進関連の話し合いや研修の場で、人との関わりを大切にしたい思いやりのある行動や取組を広報で取り上げ、絶えず人権について意識されるようにする。	

羽島郡二町 教育振興基本計画 （平成２６年度～平成３０年度）

目標４ 学びや育ちを支えるセーフティネットの構築・充実

基本目標	重点施策	評価	今年度の成果と次年度への方向	評価委員から
○健康な体づくりの推進	ウ)食物アレルギーをもつ児童生徒の把握と保護者との連携 ※保護者との面談、校内での情報の共有化	A	□「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」をもとに、各校で共通して食物アレルギー対応に努めている。 □全ての学校において、児童生徒の実態を把握するとともに、エピペンの使用及び対応について、資料及び練習用キットを用いた実践的な研修をしている。 ■県のマニュアルをもとに、各学校でマニュアルを修正するとともに、保護者との連携、調理施設の改善を図るとともに、児童生徒一人一人の状況に応じて、確実に対応する。	・学校安全点検は、「どの学校もAに…」という説明であったが、児童生徒の安全に関わることなので、最優先で対応してもらいたい。 ・ICTの活用については、羽島郡二町教育委員会が、方向を示している。研修についてはICT推進委員が複数で他校の視察ができるよう、校長会で検討したい。
○学校防災体制の充実	イ)危険を自ら回避して、命を守る力を育てる防災教育の充実 ※命を守る訓練、関係機関等の連携	A	□学校ごとに「学校安全計画・防災計画」が整備され、見直しを図りつつ、それに基づき、意識と知識・行動をつなぐ「命を守る訓練」が意図的・計画的に実施されている。 □消防署職員を招いての消火訓練や煙体験、警察署職員を招いての不審者対応訓練等現場の緊張感とプロの視点からの講話を聴く等、関係機関との連携が図られている。 □今年度は、各学校において様々な状況設定、災害の種類に対応した訓練が計画され、子どもたちが「状況を把握して、自ら判断して行動し、事後に自分の行動を振り返り、次へ生かす」という一連のサイクルを重視した取組が、どの学校でも行われた。 ■「様々な事態を想定した職員の動き」や「防災マップ」を再確認し、整備を進めたい。	
○「自分の命は自分で守る」意識の高揚	イ)自転車安全利用の推進等、交通安全指導の実施 ※危険箇所の周知、安全確保のための指導	A	□羽島郡二町通学路安全会議において策定した、「羽島郡二町通学路交通安全プログラム」をもとにして、アイコンタクトをすること等安全な自転車の乗り方について指導している。 □警察、岐南町役場、笠松町役場、県土木事務所、国土交通省国道事務所、学校、保護者と連携を図り、現地確認を行い、安全な通学路について随時協議・改善している。 ■危険箇所の定期的な確認と改善の方向について、必要に応じて、関係機関と情報交換するとともに、安全な登下校、自転車の乗り方など、児童生徒への安全教育をさらに充実させる。	
○学校施設・設備の整備	イ)学校安全点検の実施と確実な修理 ※五感による安全点検、危険箇所の確実な対応	B	□学校施設等の点検に際しては、目視及び打音等を含め、触れて確認を行っている。 □各学校においては、「学校施設・設備安全点検簿」を作成し、毎月ごとに全校の担当職員が安全点検を実施して管理職に報告している。危険箇所については、教頭が迅速に対応している。教委訪問の際に、安全点検簿を確認し、対応の状況を把握している。 ■他県の防火シャッターの事案を元にしつつ、普段は使用していない設備も含め、確実な点検を継続的に進めていくよう徹底する。	
○情報活用能力の育成	ウ)ICT及びデジタル教材の効果的な活用 ※ＩＣＴの積極的な活用、分かる授業	B	□本年度、各校の情報主任をICT推進委員とし、各校において、ICTを活用した授業実践を進めてきた。どの学校においても、ICT推進委員が中心となって、授業実践、情報モラル教育を実施している。 ■平成31年度までの整備計画をもとにし、ICT機器の整備を町に依頼している。授業におけるICTの有効的な活用について、情報交流・共有を行っていく。	

目標を実現するための教育委員会機能の充実

基本目標	重点施策	評価	今年度の振り返りと次年度への方向	評価者の意見
①教職員の資質向上への取り組み	ア)2学期制を生かした個人懇談の活用による資質向上への取り組み	A	□懇談のあり方について、校長会等で、具体的にイメージできるよう繰り返し伝えた。 □夏季休業前後に位置付けた「個人懇談会」では、ポートフォリオ等を活用して自分の成長や頑張りを自分の言葉で保護者に話すことができ、自己のキャリアにつながる機会となった。 □教育委員会及び羽島郡二町立志塾実行委員会が総力を挙げて立志塾研修。 ■学校において、懇談会の意図が全職員に十分浸透するよう、再度意図について校長会、教頭会等で説明・指導する。 ■各学校で「効果的であった」と確認した個人懇談会の方法や内容等の報告を求めるとともに、教務主任会等で、学校の取組を交流し、成果の普及を図る。	・羽島郡二町立志塾は、非常に子どもたちに視野を広める授業を行っている。 ・校長会で各学校で組織的・計画的に外の研修に行かせ反映させる。また、教育委員会が資質の向上への取組みの中、校長会を繋ぐ指導をする。
②教育委員会機能の強化	ア)教育委員会会議の充実	A	□教育委員会定例会を4月から原則として1ヶ月に1回、12月までに8回開催した。会議において、(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律)、平成28年度使用中学校用教科用図書の採択等について協議した。 5月には、岐南町笠松町総合教育会議を実施。 9月には、「みんなの森ぎふメディアコスモス」へ出向き、第7回教育委員会定例会議を開催した。市民の皆様と一緒に創っていく図書館の体制について研修ができた。 1月には、大阪府高槻市立大冠小学校を訪問し、コミュニケーション能力の育成と言語活用を生かした育成を目指した、外国語活動の取り組みについて視察研修ができた。 ■教育委員会会議録を積極的に公開する。 ■委員会会議を開くことにより、二町の教育の現状を的確に判断・評価のうえ、教育の向上へ繋げることが確認できるように充実していきたい。	・校長会で懇談会の意図を全職員に十分浸透している。 ・若い先生のスキルアップをしていただき子どもたちの指導をお願いしたい。
	ウ)学校の定期的な参観と懇談の実施	B	□5月に岐南中学校を訪問して、授業の参観及び学校管理職との懇談を行ない、生徒の授業の様子や学校の施設の状態、学校教育に直接携わる教員の声を確認できた。 ■今年度は岐南町中学校の1校の訪問であったが、小・中学校の訪問を増やしたい。	
	エ)生涯教育課・教育文化課との密接な連携	B	□学校施設・備品の整備・充実、及び社会教育事業のための補助について、新年度予算事務の打合せ会議「羽島郡二町財政・教育課長会議」を開催して、教育予算に関わる事業を対象に、生涯教育課並びに教育文化課に両町の財政課長で、新年度予算に反映させた。 ■予算要望において、教育現場の要望内容を行政と十分に折衝する過程を作り、調整していきたい。	
	キ)交付金・補助金の適切な執行と見届け・指導	B	□二町教育委員会特別会計予算において、申請される補助金について、事業計画の内容の目的や見込まれる成果について適切であるか、審査を行なったうえで認可及び交付を行った。また、補助事業の受付に先立ち、前年度の同事業報告書について、予算執行日時、執行額及び執行相手について適切になされているかを審査し、疑問のあるものについては内容を正させた上で認可した。 ■補助対象団体に事業予算の歳入歳出について系統だてた手順を理解してもらい、適正に執行するようお願いする。	
③教育功劳者の発掘と顕彰	イ)教育功劳者の発掘	A	□多年、委員会事務局及び委員会の所管に属する学校又は教育機関に勤務して成績優秀者5名、学校教育、社会教育及び保健体育の振興発達に貢献して、その功績顕著者2名の表彰を行った。二町の教育向上への意欲につなげることができた。 ■羽島郡二町教育委員会表彰規定及び取扱い要項に定める。 第2条 羽島郡二町教育委員会の事務局職員及び委員会の所管に属する学校の校長、教員及びその他の職員並びにその他の教育機関の職員。 第3条 学校、教育機関その他の団体又は個人。 以上に該当する対象者をさらに発掘していきたい。	

羽島郡二町教育委員会点検評価実施要領

羽島郡二町教育委員会

(目 的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく羽島郡二町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検評価」という。）を行い、羽島郡二町の教育の推進体制を一層充実させ、教育水準の向上を図り、もって町民の期待に応えるために必要な事項を定めることを目的とする。

(点検評価の実施及び体制)

第2条 教育委員会は、当年度の教育委員会の事務について、点検評価を行う。
2 教育委員会は、前項の点検評価を適正なものとするため、外部の学識経験者等によって構成する評価委員会の意見を聴かなければならない。

(評価事項)

第3条 教育委員会は、当年度の教育委員会の事務について、次の各号に掲げる内容の点検評価を実施する。
一 教育委員会の活動状況 教育委員会会議の実施状況、調査活動の状況等
二 事務事業の執行状況 教育委員会の基本方針に掲げる主要施策の執行状況及びその成果
三 前年度の点検評価結果への対応状況 前年度の点検評価結果において次項による達成度の評価がCまたはDとされた事務事業に対する対応の状況
2 前項の点検評価においては、次の4区分により達成度の評価を行う。
A 順調に達成しているもの
B おおむね順調に達成しているもの
C 達成見込みであるが課題があるもの
D 順調でないもの

(点検評価の手順)

第4条 点検評価を実施するに当たっては、教育委員会事務局各課がその所管する事務事業等について第一次評価を行う。
2 教育委員会は、第一次評価の結果を基に、第2条第2項に規定する評価委員会の意見を聴いたうえで、教育委員会会議において最終評価を行う。
3 教育委員会は、前項の評価結果を報告書にまとめ、議会に提出する。
4 教育委員会は、前項の報告書を公表する。

(庶 務)

第5条 点検評価の庶務は、教育委員会総務課において行う。

(委 任)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年 4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年 4月1日から施行する。

羽島郡二町教育委員会点検評価実施細則

羽島郡二町教育委員会

(目 的)

第1条 この規則は、羽島郡二町教育委員会点検評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく点検評価を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(羽島郡二町教育委員会点検評価委員会の設置)

第2条 実施要領第2条第2項に定める外部の学識経験者等によって構成する評価委員会の名称は、「羽島郡二町教育委員会点検評価委員会」（以下「評価委員会」という。）とする。

- 2 評価委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。
 - 一 教育学その他教育行政に関する専門知識を有する者
 - 二 学校関係者
 - 三 保護者
 - 四 民間における企業体、団体等の関係者
 - 五 その他教育長が適当と認める者
- 3 評価委員会は、委員6名以内で組織する。
- 4 委員の任期は当該年度1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は教育委員会の求めに応じ、点検評価を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(評価委員会の運営)

- 第3条** 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により決める。
- 2 委員長は、会務を整理し、評価委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員長が招集し、その会議の議長を務める。ただし、その年度の最初の会議は教育委員会が招集する。

(評価様式)

第4条 実施要領第3条第1項各号に定める点検評価は、別記様式により行う。

(点検評価の取り扱い)

第5条 実施要領第4条第3項に定める報告書の議会への提出は、3月定例議会において行う。

(庶 務)

第6条 この細則の実施にかかる庶務は、教育委員会総務課が行う。

附 則

- 1 この細則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成22年 4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成27年 4月1日から施行する。

平成27年度「羽島郡二町教育委員会点検評価委員」

(敬称略)

	氏 名	備 考
1	古 澤 哲 男	・ 細則第2条第2項1号委員 (教育学その他教育行政に関する専門知識を有する者) ・ 元県教委学校支援課長、岐聖学大非常勤講師
2	二 村 正 希	・ 細則第2条第2項2号委員 (学校関係者) ・ 羽島郡小中学校長会長 ・ 笠松町立下羽栗小学校長
3	岩 村 雅 人	・ 細則第2条第2項3号委員 (保護者) ・ 羽島郡PTA連合会長 ・ 笠松町立笠松中学校PTA会長
4	山 田 晃 三	・ 細則第2条第2項4号委員 (民間における企業体、団体等の関係者) ・ 岐阜県青少年育成推進指導員
5	戸 村 和 夫	・ 細則第2条第2項5号委員 (その他教育長が適当と認める者) ・ 岐阜教育事務所 教育支援課 課長補佐

(任期 平成27年4月1日～平成28年3月31日)

教育委員会事務局

- | | |
|------------|---------|
| ① 教育長 | 宮 脇 恭 顯 |
| ② 管理監兼総務課長 | 松 原 和 成 |
| ③ 学校教育課長 | 森 透 |
| ④ 社会教育課長 | 飯 田 潤 子 |